

用語解説

1 仮換地指定

仮換地指定とは区画整理事業に伴い、現在の土地に換わる新たな土地（仮換地）の指定を受けることです。工事等が完了し、使用可能となり次第、仮換地を使用することができるようになります。また、現在の土地と同じ場所に換地される場合（現位置換地）においても、仮換地指定通知書は発送されます。従って、仮換地指定通知書が到達したからといって必ずしも移転がともなうとは限りません。到達した仮換地指定通知書を見ても位置が分からない等、不明な点があれば当事務所までご連絡ください。

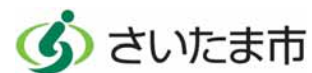
2 使用収益停止

使用収益停止とはその土地を使用することができなくなることを意味しますが、仮換地の指定先が使用できるようになるまでは現在の土地を使用して頂いて結構です。その他、不明な点がありましたら当事務所までご連絡ください。

事務所までの案内図



お問合せ先



さいたま市

都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所

〒336-0926

さいたま市緑区東浦和8丁目19番地1

TEL 048-873-4201・0053

さいたま都市計画事業

東浦和第二土地区画整理事業

みんなでまちづくり

第15号 2007年6月発行（平成19年度）

さいたま市 都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所

～主な内容～

- ・ 本市組織改正にともなう事務所名称の変更について
- ・ 平成19年度 事務所組織図
- ・ 平成18年度 事業報告
- ・ 平成19年度 事業概要



さいたま市

ご挨拶

立夏の候、暑気にわかに加わり、皆様にはますますご健勝のこととお喜び申し上げます。日頃よりさいたま都市計画事業東浦和第二土地区画整理事業につきましては、ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。今回で第15号となりました「みんなでまちづくり」にて、当事業の昨年度の事業報告とともに、今年度の事業概要をお知らせさせていただきます。今後とも皆様のご理解・ご協力の程、どうぞよろしくお願い申し上げます。

本市組織改正にともなう事務所名称の変更について

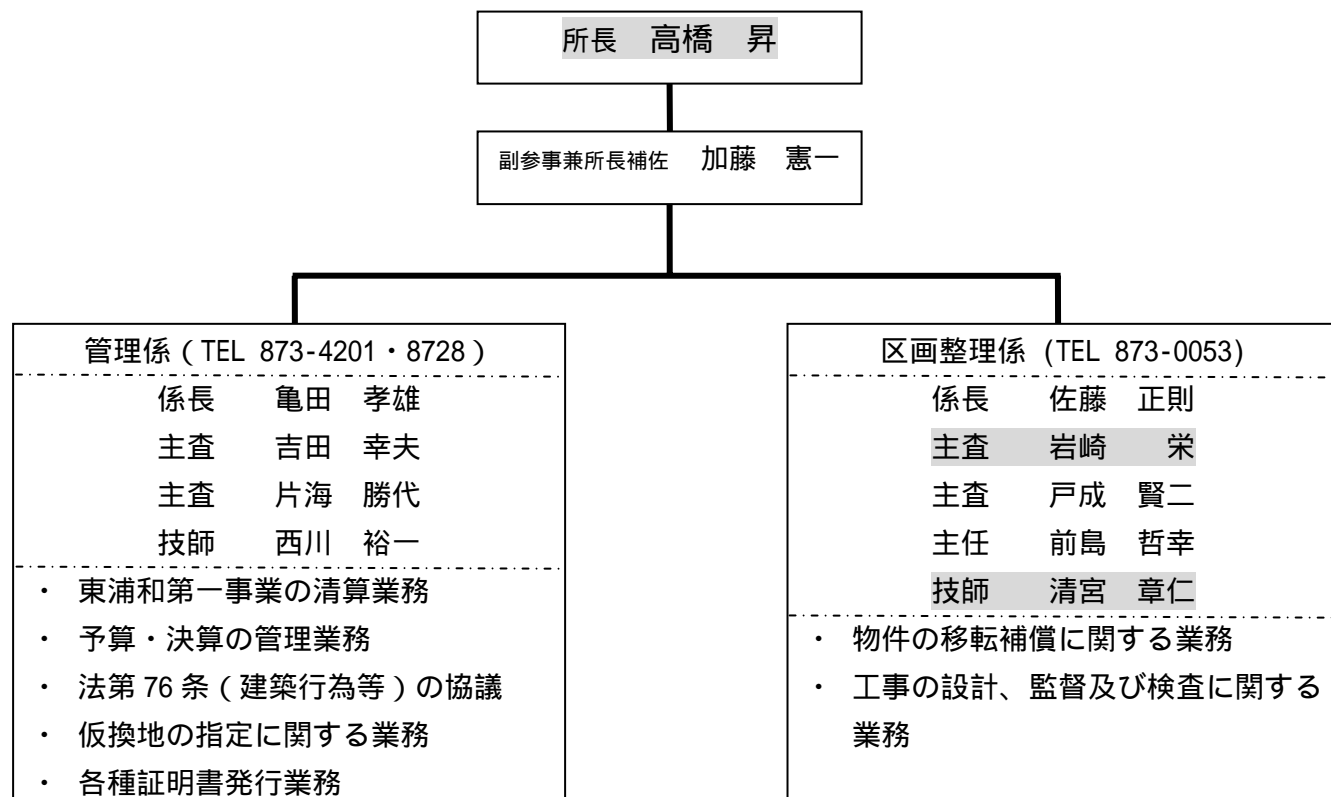
本市の組織改正にともない、今年度より当事務所名も以下のとおり変更となりましたのでここでご報告させていただきます。

旧 「都市局 都市整備部 東浦和区画整理事務所」

新 「都市局 まちづくり推進部 東浦和まちづくり事務所」

今後、お問い合わせの際などは新たな名称宛てにご連絡下さいますようお願い致します。

平成19年度 事務所組織図



4月に人事異動がありましたので紹介させていただきます。内山、石井、藤田、上野の4人が事務所を離任し、新しく所長・高橋、主査・岩崎、技師・清宮が着任しました（網掛けが着任者）。また、今年度より昨年度までの担当制から係制になりました。今後ともよろしくお願い致します。

平成18年度 事業報告

平成17年度に引き続き仮換地指定を行い、地区の約17%を指定しました。これで地区全体の約40%が仮換地指定済となりました。

また、プラザイーストの南側の一部において道路側溝を整備しました。

平成19年度 事業概要

仮換地指定については、今年度も地区の約20%を目途に指定を行っていく予定です。今後とも年度約20%の指定を目途に事業を進め、一刻も早い事業の完成を目指していきます。

工事については、盛土造成工事や側溝工事を予定しています。エリアについてはそれぞれ下図のとおりです。

建物移転については、道路側溝等のライフラインの整備が終わった箇所より順次行っていく予定です。

その他の工程等に関しては当事務所までご連絡ください。

